

市民シンポジウム

- 市民シンポジウムは、どなたさまも「無料」でご参加いただけます -

現状と課題、解決への道筋を探る

動物虐待 動画に NOを!

プログラム

- ① 報告『活動報告及び動物虐待動画に関する問題提起』
〈報告者〉立花 隆介（特定非営利活動法人どうぶつ弁護団 理事）
- ② 講演 1『動物虐待動画規制の必要性及び規制手段』
〈講師〉竹村 公利 先生（弁護士）
- ③ 講演 2『動物虐待動画禁止の実現に向けた法の課題
ー海外との比較を踏まえてー』
〈講師〉牧野 高志 先生（平成国際大学法学部 教授）
- ④ ディスカッション 〈登壇者〉竹村 公利先生、牧野 高志先生、
細川 敦史（特定非営利活動法人どうぶつ弁護団 理事長）

2025 年

12.7 日

13:00-15:30

(開場 12:30)

入場無料

事前申込制・先着200名

インターネット申込受付のみ

フェリシモ

「猫部™」ブース!



会場では新作グッズと最新版のカタログをご覧いただけます。カタログはお持ち帰りいただけますが、グッズは展示のみで販売はございません。ご了承ください。

事前申込制・参加申込について

申込期限：2025年12月5日（金）
会場参加のみ、定員200名様（先着順）



QRコード「申込フォーム」よりお申込ください。事前のお申込がない場合、当日会場にお越しただいてもご参加いただけないことがございます。定員に達した場合は、申込締切前であっても受付を終了いたします。

主催

声なき動物を護るために、私たちは立ち上がりました
特定非営利活動法人どうぶつ弁護団



動物の虐待を防止するために刑事告発等の適切な処分を求めるための活動や普及啓発活動等を行っています。

◀ お問い合わせは公式ホームページ「お問い合わせ専用フォーム」からどうぞ。

会場

Stage Felissimo

(会場提供：株式会社フェリシモ)

兵庫県神戸市中央区新港町7-1
ステージフェリシモホール

● 交通アクセス

◎ 電車でお越しの場合

各線最寄り駅より 徒歩約 15 ～ 20 分

JR「三ノ宮駅」/ 阪急・阪神「神戸三宮駅」/
神戸市営地下鉄西神山手線「三宮駅」

◎ バスでお越しの場合

「新港町」停留所下車… 徒歩約 3 分

ポートループ（連接バス）「三宮駅前」停留所
新港町・ハーバーランド方面

神姫バス「三宮駅前」停留所

IKEA 神戸・ポアアイ住宅方面(京町筋経由)

※ 駐車場はございません。

近隣のコインパーキングをご利用ください。

後援：神戸市、神戸市獣医師会、兵庫県弁護士会 協賛：神戸市獣医師会

アーカイブ配信

どうぶつ弁護団 賛助会員様限定で、後日録画動画配信！視聴方法は、シンポジウム終了後に賛助会員の皆様にご案内いたします。

●開催趣旨

「動物は話することができず、虐待されても
自ら被害を訴えることはできません。」

特定非営利活動法人 どうぶつ弁護団

これまでに当法人に寄せられた動物虐待が疑われる情報のうち約36%は「SNS (YouTube 等) で動物を虐待する様子が投稿されている」などといった『動物虐待動画・写真』に関するものです。インターネット上で、見たくないのに虐待情報に触れてしまい、ショックを受けた方もおられるのではないのでしょうか。

動物愛護管理法には動物を虐待することに対する罰則がありますが、インターネット上への投稿それ自体を規制する法律はありません。



せん。収益を得ることや承認欲求を満たすことを目的として動画等を投稿している場合もあると考えられますが、これらの目的は到底正当化されるべきではありません。

動物が傷つく様子は見たくありません。

動物虐待動画等をなくすことはできないか、かねてより法規制の必要性を提唱されてきた弁護士の竹村公利氏、動物関連法の研究をされている牧野高志教授と語り合います。

●講演概要

竹村 公利 先生（弁護士）

「動物虐待動画規制の必要性及び規制手段」

これまで、動物虐待動画を原因とする損害賠償請求訴訟の代理人を務め、動物虐待動画の投稿を規制する法律の必要性を訴えてきました。動物虐待動画には複数の問題点があります。

動物虐待動画をなぜ規制する必要があるのか、どのような内容の法規制が考えられるのかについて解説します。

〈講師プロフィール〉

東京大学法学部卒業後、2002年 弁護士登録。2008年 米国ペンシルバニア大学ロースクール 卒業。米国系の国際企業法務の法律事務所の勤務を経て、2009年に竹村総合法律事務所を開設、事務所代表。現在に至る。20年にわたり、弁護士として多くの裁判、調停を担当。論文・著書「動物虐待動画に起因する損害賠償請求訴訟と法規制の必要性」（消費者法ニュース 2021年）

牧野 高志 先生（平成国際大学法学部教授）

「動物虐待動画禁止の実現に向けた法の課題

—海外との比較を踏まえて—

SNS等に投稿される残虐な動物虐待動画が後を絶ちません。そのため、そういった動画を法律によって禁止規制すべきとの声が多く聞かれます。

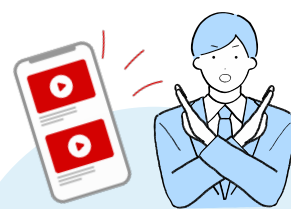
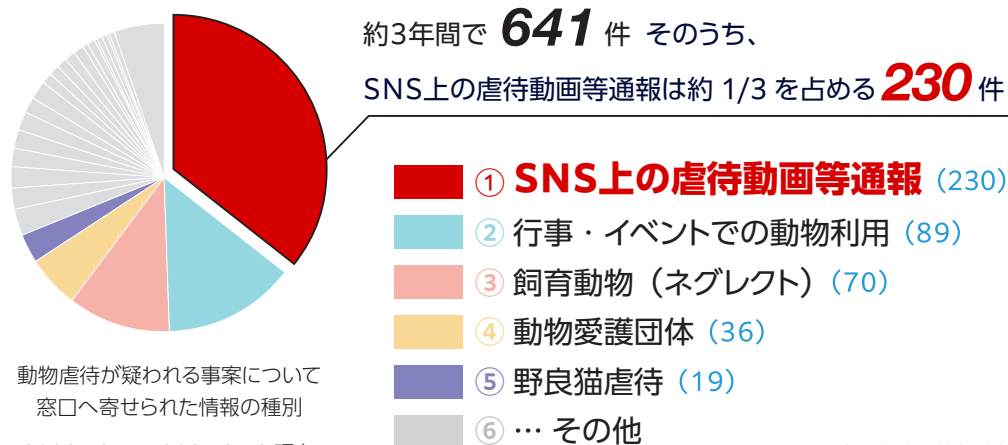
では、どのような規制をすべきなのか、また、規制をするにあたってどのような法の「壁」があるのかについて、諸外国の事例などを踏まえながらわかりやすく解説をします。

〈講師プロフィール〉

平成国際大学法学部教授・同大学院法学研究科教授。同志社大学法学部卒・同大学院法学研究科博士課程前期修了。ペット動物法学会 理事。専門：民法、ペット・動物法、消費者法「動物の所有権」問題について多くの新聞等へ取材協力を行っている。

動物に関する相談・情報提供内容の種別

どうぶつ弁護団のホームページに設置されている「動物虐待が疑われる事案についての情報提供窓口」へ寄せられた情報について、約3年間の相談内容をまとめたもの。年々増加傾向にあります。



SNSで拡散される虐待動画は、加害の後押しになることがあります。動画サイトでは、閲覧数によって投稿者の収益になるため、さらなる虐待動画の投稿・被害を招いている現状があります。

あなたの一手で
守れる命があります。

虐待動画は見ない！拡散しない！通報する！

